

—法人を活用してガッポリ貯めるシリーズ—
〔c-No.1252 退職金でガッポリ貯める〕

退職金でガッポリ貯める

《銭儲け節税の大平経営会計事務所》と組んで
徹底的な節税と蓄財を図りましょう！！



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118

—法人を活用してガッポリ貯めるシリーズ—

[c-No.1252 退職金でガッポリ貯める]

1. 目的

- ① 法人企業は、より多くの蓄財を実現する
- ② 個人企業は、法人企業になることを積極的に検討する

2. 実践の要点

同族関係者が全員退職金を取る。

一人で複数回の退職金を取る。

3. 効果を大きくする条件

(1) 《同族に徹する企業》の方が、はるかに大きな効果を上げやすい

(2) 同族に徹するとは

次のような事を意味する。

- ① 株主を同族で固める
- ② 役員を同族で固める

(3) 同族会社の評価

日本の法人企業の99%は同族企業。

《同族であるからダメな企業ということはない》。

同族企業がダメな企業なら、日本の99%の法人企業はダメな企業になってしまう。

上場会社の子会社は《株主が親会社一社であるから》同族会社である。

《大会社が同族会社の利点を楽しんでいること》を知らない経営者が多い。

(4) 社員の士気

給与・賞与で報いる。



4. 蓄財効果の原因

- ① 《退職所得控除》による節税
- ② 《退職金の少ない税負担》による節税
- ③ 《相続税の非課税財産》による節税

(1) 退職所得控除（非課税の所得）

退職所得者に一律に認められた『経費』を《退職所得控除》という。

退職所得控除は、経費のように支出することは不要。

- ◎ 《退職所得控除は》退職金を上手に取れば一生では膨大な金額になる。

(2) 退職所得控除の例

【在任期間】

【退職所得控除額】

2年以下	80万円
2年超 20年以下	40万円×勤続年数
20年超	70万円×（勤続年数－20年）＋800万円

- 勤続年数を長くすることがコツ！！

(3) 退職所得控除後の半分は非課税

$$\boxed{\text{非課税}} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除}) \times \underline{50\%}$$

- 退職金の税金 → 最大でも退職金の25%を超える事は無い

(4) 個人の所得金額と税金

《退職金の税金が如何に安いか》を確認する

個人の所得金額と税金

(平成29年1月1日現在)

課税所得金額		所得税	県市民税	税率合計	復興特別所得税
	195万円以下	5%	10%	15.0%	
195万円超	330 "	10%		20.0%	
330 "	695 "	20%		30.0%	
695 "	900 "	23%		33.0%	
900 "	1,800 "	33%		43.0%	
1,800 "	4,000 "	40%		50.0%	
4,000万円超		45%		55.0%	

(注) 税率は課税所得金額ごとに乗じます。

(5) 死亡退職金は所得税は不要
 どんなに多額でも所得税は不要

(6) 死亡退職金は相続税の非課税財産
 相続税の非課税財産 → 500万円×法定相続人の数

- 誰がどのように退職金を貰っても非課税枠は変わらない

5. 賞与の支給基準を変更する

《会社の利益》で《社員の賞与》を決めない。

(理由)

(1) 同族関係者が退職金を取って節税をすると、会社の利益が減少する

同族関係者の退職金 ↑ 会社の利益 ↓

(2) 会社の利益で社員の賞与を決める方法では、同族関係者が退職金を取ると社員の賞与が減少してしまう

同族関係者の退職金 ↑ 会社の利益 ↓ 社員の賞与 ↓

(3) 同族関係者の退職金で利益が減少すると社員の賞与を減らす方法では
 → 社員は納得しない

(4) 社員の利益と反しない基準を使う
 同族関係者の退職金を引く前の利益で社員の賞与を決める

同族関係者の退職金控除前利益 ↑ 社員の賞与 ↑

6. 役員退職金規約の問題点

『同族役員用』と『社員役員用』を区別する事はできない。

- 同族役員には多額の退職金を支払い、社員役員には少額な退職金を支払うことは、社員役員が異義を唱えて争いになると勝てない。

7. 同族役員と社員役員の退職金を区別する方法

- ① 《社員役員を作らない》方法
 - ② 社員役員は《全て使用人兼務役員にする》方法
- (1) 社員役員を作らない方法
 社員は取締役登記をしないことである
 分かりやすく最も良い方法である
- (2) 社員役員は全て《使用人兼務役員》にする方法
- ① 使用人名を付ける
 (例)
 取締役総務部長
 取締役営業部長
 - ② 役員報酬と使用人給与を区分する
 給与台帳
 給与明細票
 - ③ 役員報酬を少額にする
 (例)

使用人給与	400,000 円
役員報酬	<u>100,000 円</u>
合計	<u>500,000 円</u>
 - ④ 次の役員は使用人兼務役員にはなれない
 《同族関係者以外》にはこのような名称を付けない。
 専務取締役
 常務取締役
 取締役



8. 退職金の取り方

- ① 退職による生前退職金だけを取る方法
- ② 死亡退職金だけを取る方法
- ③ 退職による生前退職金 + 死亡退職金
- ④ 分掌変更による生前退職金 + 死亡退職金

- (1) 経営者及び経営者夫人は、④の形式が望ましい
- (2) 分掌変更による生前退職金を取るためには、《代表取締役の登記をしておくこと》が必要である

9. 赤字決算対策

多額な退職金を計上すると赤字決算になる
対策は大別して二つである

- ① 多額な赤字を計上しても資金調達に困らない企業になる
- ② 生命保険を活用して多額な赤字決算にならないようにする



10. 個人事業者は退職金の利点を全く享受することができない

- (1) 個人企業の欠点
 - ① 事業主が退職金を取れない
 - ② 青色事業専従者も退職金を取れない
- (2) 個人事業と退職金による蓄財
個人企業では退職金による蓄財は《全く出来ない》
個人企業と法人企業の最大の違いである
この違いは一代で数千万円以上である

11. 後継者がいない企業がハッピー・リタイア的手段に退職金を使う

- (1) 50%以上の企業が後継者がいない
個人企業の約70%、法人企業の約30%は後継者がいない。
- (2) 自分の世代でハッピー・リタイアが必要
配偶者や家族に大きな負債を残さないことが必要。
- (3) 退職金を活用する
《法人にすること》が大きな戦略である。
《退職金を取れる条件を計画的に組み込むこと》が要点。
法人は自分の代で解散する。

12. 退職金対策を実践する会計事務所の費用

- (1) 具体的な設計
《退職金でガッポリ貯める方法》を設計する費用は50,000円（消費税別）
ただし、大平経営会計グループと継続的な契約があるお客様は無料
- (2) 登記費用等
役員登記費用等は実費

- 《退職金でガッポリ貯める方法》を実践したい人は、この用紙をコーディネーターに渡すかFAXで送ってください。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL: (0532) 53-5333(代) FAX: (0532) 53-5118

税理士法人 大平経営会計事務所 殿

FAX: **0532-53-5118**

《退職金でガッポリ貯める方法》の具体的な設計を希望します。

[事務所処理欄]

課	コーディネーター

平成 年 月 日

商号		担当者名	
住所	〒		
TEL	()	FAX	()

※ ご記入またはゴム印を押してください

法人にして《法人の利点》を活用しましょう！！



経済界で大きく繁栄した経営をしている企業は、例外なく法人です。
個人企業で従業員を何百人も雇用し、年間何十億円も売上がある企業は一軒もありません。

何故か??

法人の方が、個人よりも経営が発展できるように、法律で定められているからです。

- ① 法人は家族だけで《簡単に設立して》運営をすることができます
- ② 《解散》もいつでも容易にできます
- ③ 《後継者がいない企業でも》法人は大きく役立ちます

★ 是非！！法人にして、法人の利点を思う存分活用しましょう。

- 法人のことをもう少し詳しく知りたい方（資料は無料）は、このページを FAX で送るか、ネットで申し込んでください。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の1
TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118

税理士法人 大平経営会計事務所 殿

FAX : 0532-53-5118

《c-No.131-1 法人経営はこんなに有利》（無料）を希望します。

〔事務所処理欄〕

課	コーディネーター

平成 年 月 日

商号			担当者名	
住所	〒			
TEL	()	FAX	()	

※ ご記入またはゴム印を押してください